

平成 30 年 1 月 12 日（金）

13：00～15：00

アジュール竹芝 飛鳥の間

第五回ペットボトルリサイクルの在り方検討会

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

（1）ペットボトル指定法人ルート運用見直し計画の進捗状況と変更点について

（2）（報告事項）平成 30 年度 P E T ボトルの市町村からの申込状況等

（3）ペットボトルリサイクル入札制度の見直しについて

3. 閉会

【資料】

① 議事次第

② 座席表

③ 資料 1 ペットボトル指定法人ルート運用見直し計画の進捗状況と変更点

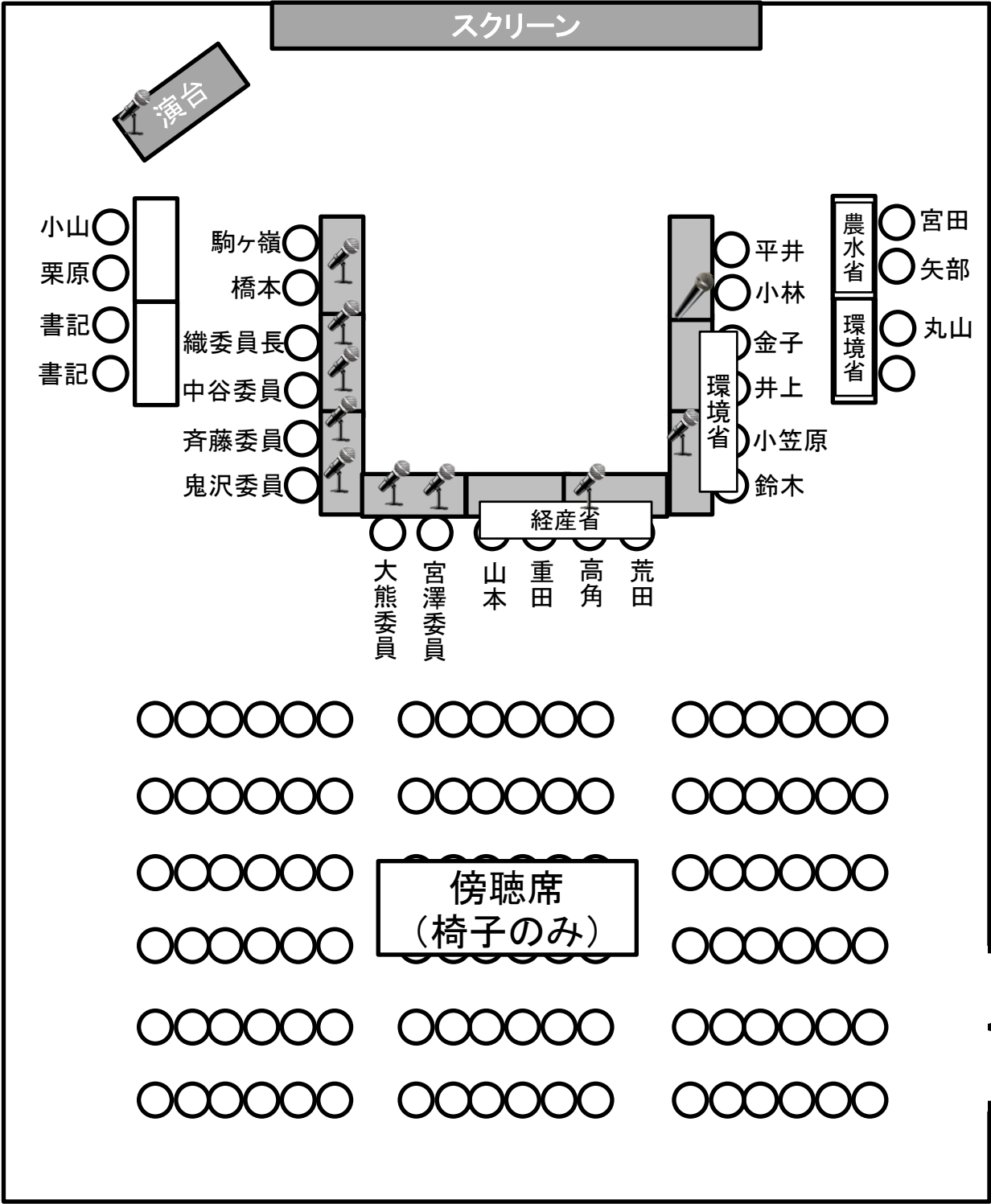
④ 資料 2 ペットボトルリサイクル入札制度の見直しについて

⑤ 資料 3（報告事項）平成 30 年度 P E T ボトル市町村からの申込状況等

以上

第5回ペットボトルリサイクルの在り方検討会 座席表

日時：平成30年1月12日（金）13：00～15：00
場所：アジュール竹芝 飛鳥の間



第5回ペットボトルリサイクルの 在り方検討会

ペットボトル指定法人ルート 運用見直し計画の進捗状況と変更点

平成30年1月12日(金)

(公財)日本容器包装リサイクル協会

第4回検討会での発表内容

ペットボトル指定法人ルート運用見直し項目一覧

・協会内部の点検作業で抽出された項目一覧

分 類		項 目
1	重点項目	入札時期の変更(今より遅らせる)
2		3ヶ月ルールの改正(有償分のみ)
3		有償落札分ペール代金の支払い方法の変更
4		有償拠出金の支払い時期の変更
5		ペール品質についての情報共有(評価項目、評価基準などの改正)
6		有償拠出金における消費税の取扱い
7	市町村関連	引き取り車両・頻度に関する運用の明確化
8		丸ボトルの取り扱いに関する運用の明確化
9		有償拠出金算出方法の説明
10		市町村担当者の事務の軽減等
11		PETボトルに関する市町村向け情報発信方法の全般的見直し
12	手続き等	引取同意書の引き取り量の期中変更の運用見直し
13		様式3-2の項目見直し
14		様式4の廃止
15		登録申請提出書類の削減
16		能力査定に関する基本的考え方の見直し
17		入札条件リストの項目見直し(追加)

- ・上記抽出項目の内、1～5の重点項目については、本検討会にて審議を行う。
- ・6の重点項目については、制度所管省庁と相談し、平成31年度以降の実施の可能性を検討する。
- ・その他の項目については、協会内部で点検作業を進め、順次実施していく。

5

上記の抽出項目の内、重点項目の1～5について審議した

第4回検討会にて承認された内容

1.入札時期の変更（今より遅らせる）

平成30年度上期入札より実施する。

2.3ヶ月ルールの改正（有償分のみ）

販売期限についての制約の在り方や他素材への適用等を総合的に検討し、平成31年度以降実施目標とする。→協会内プロジェクトチームで検討する。

3.有償落札分ベール代金の支払い方法の変更

平成31年度実施目標とする。→協会内プロジェクトチームで検討する。

4.有償拠出金の支払い時期の変更

運用変更しない。

5.ベール品質についての情報共有

（評価項目、評価基準などの改正）

平成30年度入札より実施する。

協会内での推進プロジェクト実施

- 前述の2、3について協会内にて検討実施

- ①12月 8日(金) キックオフミーティング

- ・プロジェクトオーナー(専務)より、プロジェクトの目的・各自の役割の説明
- ・推進責任者(PETボトル事業部長)より、検討内容とスケジュール説明

- ②12月19日(火) 第1回推進プロジェクト

- ③12月26日(火) 第2回推進プロジェクト

- ・総合コーディネイターより、現状のシステム概要とその経緯の説明
- ・各部担当者(経理、システム他)より質問と課題を集約した

上記打ち合わせを実施し、以下の課題が抽出された

協会内プロジェクトでの確認で課題が見つかり修正した内容①

2.3ヶ月ルールの改正（有償分のみ）

＜第4回ペットボトルリサイクルのあり方検討会での結果＞

- ・再商品化の期限を、引取後3か月以内とし、販売については特段期限を設けない
- ・有償落札分のみのべールとする

＜課題となった内容＞

- ・トレーサビリティの観点から管理することは必須であり、再生処理事業者との契約上無期限とすることはシステム構築上も困難
- ・有償・逆有償のべールが混在する場合、それを分けて管理するのが困難



＜修正した内容＞

- ・再商品化の期限を引取後3か月以内とし、販売期限を6か月以内とする
- ・有償及び逆有償落札分のべールとする

協会内プロジェクトでの確認で課題が見つかり修正した内容②

3.有償落札分ベール代金の支払い方法の変更

＜第4回ペットボトルリサイクルのあり方検討会での結果＞

- ・市町村引取り月の3か月後月末支払い(引取り数量 × 落札単価)
- ・逆有償は除外(現行通り 販売数量 ÷ 再商品化率 × 落札単価)

＜課題となった内容＞

- ①逆有償において、再商品化をする、しないにかかわらず、引取り月の3か月後にお金が支払われることが不適切であると判断。
- ②市町村引取り月の3か月後月末支払いにした場合、協会の決算において期ずれの金額が大きくなり、決算、事業計画、実施委託単価設定、精算等、特定事業者に与える影響が大きくなる為実施が困難。



＜修正した内容＞

- ・有償・逆有償ともに、製造量に応じて請求/支払い
- ・請求/支払いは製造月の翌月末(支払いサイト1か月)
- ・請求/支払い対象数量 = 製造量 ÷ 再商品化率 × 落札単価

再生処理事業者ヒアリング(12月25日)及びアンケートを実施して修正内容についての意見を集約

＜アンケート内容①＞

1. 3か月ルールの改正について

○第4回ペットボトルリサイクルあり方検討会での結果

・再商品化の期限を引取後3か月以内とし、販売については特段期限を設けない。

・有償落札分のみのベールとする。

○新たな提案

・再商品化の期限を引取後3か月以内とし、**販売期限を6か月以内とする**

・有償**及び逆有償落札分**のベールとする

(変更の理由)

①販売期限を6か月にした理由

⇒トレーサビリティの観点から管理することは必須であり、再生処理事業者との契約上無期限とすることはシステム構築上も困難である。どのくらいの期間を設けたらよいか検討の結果、6か月間が適切と判断した。

②有償及び逆有償落札分のベールとした理由

⇒有償・逆有償のベールが混在する場合、それを分けて管理するのが困難である為。

問1. 上記の新たな提案について、貴社はどのようなお考えですか？

該当欄に○を記入願います

①販売期間を6か月とすることに対して

6か月で良い	その他

②上記ご回答の理由を記入願います

<アンケート内容②>

2. 有償落札分ペール代金の支払い方法の変更について

○第4回ペットボトルリサイクルあり方検討会での結果

- ・市町村引取り月の3か月後月末支払い(引取り数量×落札単価)
- ・逆有償は除外(現行通り 販売数量÷再商品化率×落札単価)

○新たな提案

- ・有償・逆有償ともに、製造量に応じて請求/支払い。
- ・請求/支払いは製造月の翌月末(支払いサイト1か月)
- ・請求/支払い対象数量＝製造量÷再商品化率×落札単価

(変更の理由)

①有償・逆有償ともに、製造量に応じて請求/支払いとした理由

⇒逆有償において、再商品化をする、しないにかかわらず、引取り月の3か月後にお金が支払われることが不適切であると判断した為。

②請求/支払いは製造月の翌月末(支払いサイト1か月)に変更した理由

⇒市町村引取り月の3か月後月末支払いにした場合、決算において期ずれの金額が大きくなり、決算、事業計画、単価設定、精算等、特定事業者関係者に与える影響が大きくなる為実施が困難。製造月の翌月末支払いであれば、1か月のタイムラグで済み、期ずれの影響も小さい為。

③請求/支払い対象数量＝製造量÷再商品化率×落札単価にした理由

⇒現在、請求/支払い対象数量＝販売量÷再商品化率×落札単価となっており、販売量を製造量に変更することは現行システムの修正で可能であるし、システム開発費用も低く抑えられる為。

問1. 上記の新たな提案について、貴社はどのようなお考えですか？

該当欄に○を記入願います

賛成	その他

問2. 上記ご回答の理由を記入願います

アンケートの結果（再事ヒアリングご意見を含む）

3ヶ月ルールの改正について（回答事業者数46）

6カ月で良い:36事業者(78%)

その他10事業者(22%)

順位	6か月で良い理由	事業者数	順位	その他の理由	事業者数
1	販売期限が伸びることで、景気動向を考慮し易くなる	7	1	現状のままで支障が無い	8
2	6か月という販売期限は適切（実質的に期限を設けないに近い）	5	2	12か月が良い（6か月は期間が短い）	1
3	協会の変更理由に納得	4	3	再商品化の期限を引取後3か月とし、販売期限は翌月までが良い	1
4	トレーサビリティの観点から賛成	4			
5	6か月以上または無期限は良くない（管理が大変）	4			
6	その他（以下内容）	5			
	3か月でも問題ないので6か月でもOK	(1)			
	3か月でも問題ないので6か月でもOK。 販売期限6カ月の期限内販売が無理な場合の具体策は？	(1)			
	再商品化期限を年度終了後3か月以内として欲しい	(1)			
	3か月ではユーザーの都合により出荷できない場合がある	(1)			
	販売については無期限が望ましいが、システム上困難ならやむを得ない	(1)			
7	未記入	7			
合計		36	合計		10

※有償、及び逆有償のベールとすることについては2社が合意のコメント。
その他の事業者からの反対意見は無かった

アンケートの結果（再事ヒアリングご意見を含む）

有償落札分ベール代金支払い方法の変更について

賛成：35事業者(76%)

その他11事業者(24%)

順位	賛成の理由	事業者数	順位	その他の理由	事業者数
1	経営的観点から（事業計画が明確になる、売掛金管理、支払が1か月のタイムラグで済む等）	11	1	当月引取り翌月支払で良い	4
2	協会の変更理由に納得	8	2	引取り後3か月後の月末支払いが良い（第4回検討会の内容）	3
3	適切である	3	3	現状のままだがよい	2
4	受託生産なので、新提案が現実的	2	4	製造量がきちんと報告されているかどうかチェックが必要	1
5	その他（以下内容）	8	5	引取りしても、製造していないことを理由に調整する懸念がある	1
	製造量を基準とすることが一番シンプルで判りやすい	(1)			
	自社内の販売であり、製造量に応じての支払いとなっても大きな変更はない	(1)			
	ベールは基本的に廃棄物の位置づけであるので問題ない	(1)			
	販売期限の延長に集約されることになるかと理解するので	(1)			
	製造量の信頼性をどのように担保するのか？	(1)			
	製造量ではなく、投入量としては？	(1)			
	切り替えのタイミングについて事前に相談して欲しい	(1)			
	特に影響がない	(1)			
6	未記入	3			
合計		35			11

結論

- ・ 3ヶ月ルールの改正についての協会修正提案

6か月を支持:36事業者 78%

3ヶ月でも可: 8事業者 17%

その他 : 2事業者 5%

- ・ 有償落札分べール代金支払い方法の変更についての協会修正提案

修正案に賛成:35事業者 76%

引取翌月支払: 4事業者 9%

引取3ヶ月後支払:3事業者 6%

その他 4事業者 9%

- ・ 上記結果より、3か月ルールと有償落札分べール代金の支払い方法の変更に
ついては、協会変更提案の内容にて作業を進めることとしたい。
- ・ 尚、上記内容について問題が無いか監査法人に確認したところ、現状販売完了の
確認の為「受領書」をエビデンスとしているが、これに代わり製造完了について操業
管理月報での管理にするためには、現在の紙(エクセル)での管理だけでは無く、
再生処理事業者による「製造量証明」の発行と、基幹業務システム(REINS)への
データ取り込みによる管理が出来れば問題なしとの事であった。

以上

ペットボトルリサイクル 入札制度の見直しについて

平成30年1月12日
環境省・経済産業省

本日はご議論いただきたい点

1. 指定法人ルートへの移行を促すための有効な方策は何か。
2. 自治体の希望を一定程度落札結果に反映させる入札制度の見直し案は有効な方策か。
3. 入札制度の見直し案について、今後の詳細検討に当たって必要な検討事項は何か。
4. 今後の進め方をどのようにしていくべきか。

ペットボトルリサイクルの課題・今後の方向性

平成28年5月第18回産構審・中環審合同審議会報告書（抄）

（2）ペットボトルの循環利用の在り方

ペットボトル等の一部の容器包装については、水平リサイクルの取組が進められている現状を踏まえ、資源の有効利用や再生材の適正処理の確保などの観点から、国内循環産業を育成し、安定的な国内循環を推進していくべきである。近年指定法人において有償で取引されている廃ペットボトルについては、指定法人が行う再商品化の管理業務について素材産業としてリサイクルを推進するために相応しい制度の在り方について、指定法人において検討することが必要である。また、市町村による独自処理の実態把握に努めるとともに、独自処理を行っている市町村が容リ制度に参加するように促していくことが必要である。

<考えられる施策の例>

- ・ 指定法人において廃ペットボトルの再商品化業務の効率化のための点検作業を実施すべきである。その際、リサイクル産業が生産性を高め資源としての廃棄物を確保できるようにするためにはどのような措置が有効か、また、市町村が独自処理を行う理由を把握した上で、容リ制度に参加してもらうためにはどのような方策が有効か等について検討を行うべきである。

指定法人ルートへの移行を促すための方策

<指定法人ルートの優位性>

	指定法人ルート	独自処理
安定継続性	◎ 事業撤退等の理由で再商品化事業者が年度途中で引取りを拒否した場合、容リ協が入札により別の再商品化事業者を選定	△ 事業撤退等の理由で再商品化事業者が年度途中で引取りを拒否した場合、市町村が独自に事業者を探す必要あり
適正処理	◎ 引き取ってから3月以内に再商品化されることが担保されている	△ 事業者が適正に再商品化を行っているか市町村自ら確認する必要あり
国内循環	◎ 国内での再商品化が担保されている	△ 国内で再商品化を行っているか市町村自ら確認する必要あり



- このため、指定法人ルートの優位性を個々の市町村担当者に理解してもらうべく緻密な周知広報が必要。
- 同時に、指定法人ルートを市町村にとって使い勝手が良い仕組みとし、指定法人ルートへの誘導・定着を促すことが必要。

指定法人ルートへの移行を促すための方策

- 市町村から要望が出されていることを踏まえ、再商品化事業者の決定に当たり、市町村の意向を少しでも反映できる仕組みを設けることについて、具体的な方策、導入に当たっての影響や効果を議論してはどうか。
- 昨年 7 ～ 8 月に、市町村に対して、入札制度の見直し案を導入した場合の対応方針について意向調査を実施。その際、市町村に提示した入札制度の見直しのイメージは次頁のとおり。

入札制度の見直しイメージ①

< 1. 市町村が任意で希望を選択 >

- 市町村は、指定法人への引渡申込に当たって、以下の選択肢に対して、指定保管施設ごとに任意で希望を提示することができるようにする。

- 選択肢①：再商品化製品が主に**繊維**にリサイクルされる再商品化事業者
- 選択肢②：再商品化製品が主に**シート**にリサイクルされる再商品化事業者
- 選択肢③：再商品化製品が主に**ボトル**にリサイクルされる再商品化事業者
- 選択肢④：再商品化製品が主に**成形品**にリサイクルされる再商品化事業者
- 選択肢⑤：**同一市町村区域内**に工場が立地する再商品化事業者
- 選択肢⑥：**同一都道府県区域内**に工場が立地する再商品化事業者

※指定保管施設ごとに複数選択可で、**選択しないことも可能**。

※各選択肢について、**どのような事業者がどの程度存在するかをあらかじめ市町村に対して情報提供すること**が必要。

※選択肢①～④については、再商品化事業者の**前年度実績を基に判断**。複数品目にリサイクルされている場合は、**前年度最も割合の大きい品目を「主に」リサイクルされる品目とする**。

※再商品化事業者がどのような用途の利用事業者に再生材を引き渡すかは需給を考慮したうえで判断するものであり、**再商品化用途については市町村の希望による制約を受けない**。

⇒検討すべき論点

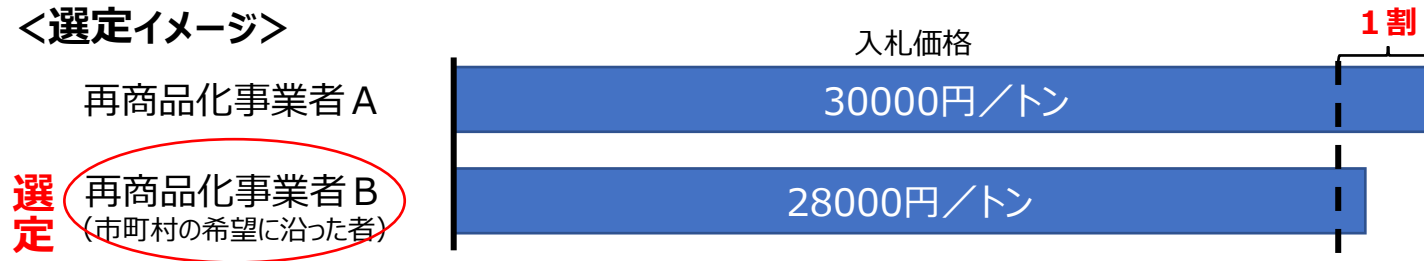
- 自治体が入札制度に希望を表明することについての政策的意義と効果
- 選択肢の設定方法、入札行動への影響
- 市町村が選択したことを入札時に開示すべきか 等

入札制度の見直しイメージ②

< 2. 入札選定ルール>

- 従来どおり指定保管施設ごとに価格競争による入札を基本とする。
- その上で市町村が希望を提示した場合、有償入札（有価で売却される場合）に限り、市町村の希望に沿った再商品化事業者の入札価格が最も高い入札価格を下回った場合であっても、その差が**1割以内**の場合には、当該市町村の希望に沿った再商品化事業者を優先して選定する。

<選定イメージ>



※市町村の希望が提示されても、希望に沿った再商品化事業者の入札価格と一番札の価格差が1割を超える場合など、必ずしも希望どおりとならない。

※希望に沿った再商品化事業者の入札価格は一番札より安くても落札することが可能となるため、市町村にとっては、希望を示さない場合と比べて、**有償抛出金が減少する可能性があることに留意**する必要がある（価格差が1割以内に限って優先されるため、減少幅は限定的）。

⇒検討すべき論点

- 価格差の範囲
- 利用市場への影響

(参考) 関係者の主な意見

○市町村の意向調査への回答（平成29年 7～8月時点）

現在の方法	回答内容	自治体数	指定法人引渡量 (t)	独自処理量 (t)
独自処理 (全量又は一部)	指定法人ルートへ移行（予定）	23	736	7,581
	指定法人ルートへの移行を検討	202	8,969	34,280
	独自処理を維持	402	18,451	41,502
指定法人ルート	指定法人ルートを継続	950	147,900	0
	指定法人ルート継続の方向検討	70	23,490	0
	独自処理に移行を検討	5	599	0

○再商品化事業者のアンケート調査への回答（平成30年 1月時点）

選択肢の設定 方法について	・市町村が用途の希望を行っても叶わないのであれば、住民に説明できないのではないかな。 ・市町村が特定の用途を希望するプロセスが不透明である。毎年希望が変わるようなことがあれば市場が不安定となる。 ・用途毎に倍率が変わってしまうことが予想され、公平な入札とするためには、事業者の「主に」リサイクルされる用途の量を調整し、全ての用途において倍率が同一とするべきである。 ・ある用途で「主に」リサイクルできる事業者が数社のみであれば寡占状態になってしまうのではないかな。 ・様々な用途を扱う事業者が存在する中で、「主に」何にリサイクルされるかを過去の実績に基づいて判断することはいささか乱暴すぎる。 ・効率性、LCA的には広域処理のほうが良いことが実証されている。長期的に見て効率的な循環型社会を目指すべき。 ・市町村が希望した用途に限定したトレーサビリティの紐付けを取る事も困難である。
優先される価格差について	・1割の価格差は事業者の価格競争にとって大きい値であり、市町村にとっても収入が1割減少することはデメリットなのではないかな。 ・価格差を設けるのであれば設定根拠を明確にすべき。 ・市町村が希望した用途と異なる事業者が入札する場合、1割以上の過剰な入札価格となり高騰化を招くため、企業収益は悪化し、リサイクル事業継続が厳しくなる。 ・1割以内では、本制度の効果が薄く、市町村の希望とする用途とはならないのではないかな。
市場への影響について	・利用側の需要に合わせて用途毎の市場が自然に形成されており、供給側が用途を指定すると市場を歪める。再生品を本当に必要とする業種とのギャップが生まれ、市場原理に反する。 ・賛否両論あるが、独自処理の4万トンが指定法人ルートに移行するのであればこれほど効果が期待できる施策はこれまでなかった。

今後の進め方

- 今後、環境省、経済産業省、容リ協において、引き続き関係者の意見を聞きつつ、市町村に対し、どのような希望を選択するか聴取した上で、それを踏まえたシミュレーションを行うことなどにより、**制度の詳細設計を検討していく。**
- また、検討に当たっては、システム改修費用や運用コストが必要最小限となるよう留意する。
- 導入時期は、中国の輸入規制の影響を見つつ、**最速で平成31年度以降の導入を念頭**に検討を進める。

第5回ペットボトルリサイクルの 在り方検討会

(報告事項)

平成30年度PETボトル市町村からの申込状況等

平成30年1月12日(金)

(公財)日本容器包装リサイクル協会

1. 平成30年度 指定法人ルートPETボトルの状況 ①

(1) 引渡申込量、件数

	平成30年度	平成29年度	前年比
市町村引渡調査量	197,944 トン	197,013 トン	100.5 %
市町村引渡申込量	201,558 トン	197,394 トン	102.1 %

	平成30年度	平成29年度	前年比
申込市町村数	1,210	1,212	-2
保管施設数	877	880	-3

- ・引渡調査時に申込ゼロだったが、本申込があった市町村 4箇所 約300トン
- ・併用市町村で協会申込量が前年比150%以上であった市町村の増量分
4箇所 約2,700トン

1. 平成30年度 指定法人ルートPETボトルの状況 ②

(2)再商品化事業者登録状況

	平成30年度	平成29年度	前年比
事業者数 (うち、新規)	46 (0)	52 (2)	-6
施設数 (うち、新規)	51 (0)	58 (3)	-7
再商品化能力	412,476 トン	423,580 トン	97.4%

1. 平成30年度 指定法人ルートPETボトルの状況 ③

(3)入札対象量と再商品化能力

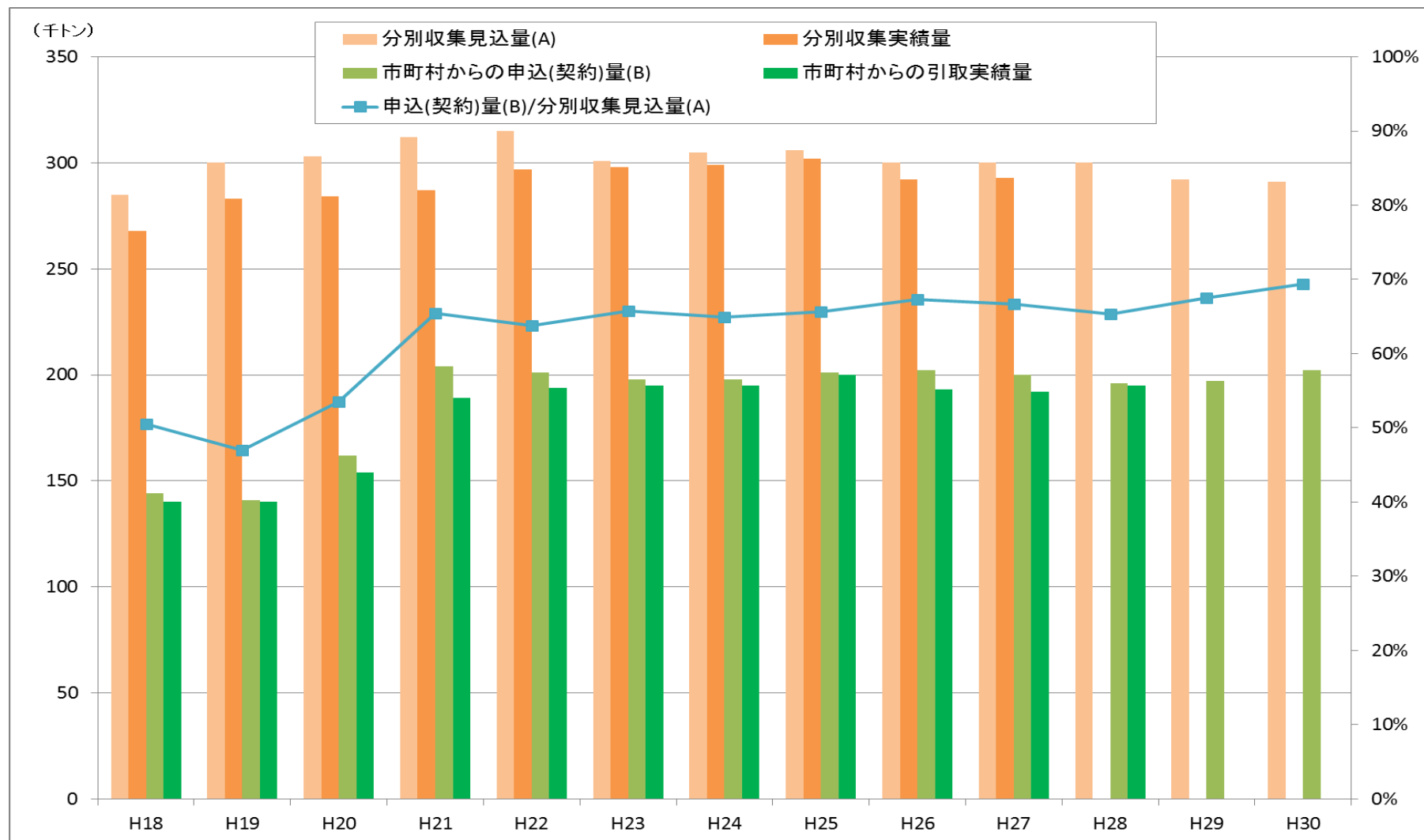
年度	期	入札対象量 *1)	再商品化能力 *2)
H30年度	上期	111,175 トン	226,862 トン
	下期	90,383 トン	185,614 トン
	年間	201,558 トン	412,476 トン

*1)市町村申込量は年間申込み量の上期55.2%、下期44.8%。

*2)再商品化能力の412,476トンを上期は55%、下期は45%で表示(暫定)

3)落札可能量は、原則として上期は55%、下期は45%で按分するが、各社個別の事情に応じて年間能力(半期は年間能力の50%)を超えない範囲で変更可能とする。

2. PETボトルの分別収集計画量と 指定法人申込量の推移



3. 中国の固体廃棄物輸入規制の最新状況①

➤2017年8月10日 (公告 2017年 第39号)

輸入廃棄物管理目録に関する公告

(環境保護部、商務部、国家發展改革委員会、税関総署、質検総局の連名による公告)

- 固体廃棄物汚染環境防治法、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約、固体廃棄物輸入管理法、その他関連法規に基づき、輸入禁止固体廃棄物目録等を修正する。
- 具体的には4類24種の固体廃棄物を、「**禁止**进口固体废物目录」(輸入**禁止**固体廃棄物目録)に追加する。その中でPETボトルに関連する項目として、下記の内容が追加された。

種別	税関商品番号	廃棄物の名称
生活由来廃プラスチック	3915901000	PETのスクラップ及び切れ端、PETボトル(方形包装)ゴミは含まない
		PETボトル(方形包装)ゴミ

- 本公告は2017年12月31日より執行するものとする。

3. 中国の固体廃棄物輸入規制の最新状況②

➤ 2017年12月15日 (環境保護部 国環規土壤[2017]6号)
「**限制**进口类可用作原料的固体废物 环境保护管理规定」的公告

(原料に使用することができる固体廃棄物輸入に関する環境保護管理規定)

- 輸入**制限**された固体廃棄物目録に適用される (**工业来源废塑料/工業由来**)
- 申請できる企業の適格条件、申請、審査、監督管理の具体的内容
- 環境保護部技術センターの技術審査の結果により、環境保護部(国)が承認し、企業所在地の環境保護部から輸入許可証が発行される

➤ 2018年輸入許可承認状況 ～12月26日(第1陣)、12月29日(第2陣)～

- 第1陣では廃プラ関係として、8社9,335トンが許可されたが、PETボトルは含まれていない。昨年度の同時期の許可実績は355社2,856,114トンであった。
- 第2陣として廃プラ関係の4社4,453トンが許可されたが、これにもPETボトルは含まれていない。

3. 中国の固体廃棄物輸入規制の最新状況③

日本からのPETくずの輸出実績の推移

(統計番号:391590110 ポリエチレンテレフタレート「フレーク状のもの」のみ)

